

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015門第32号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月22日 14時20分ごろ
発生場所	大分県国東市向田港内 国東港富来浦北防波堤灯台から真方位319°6,500m付近 （概位 北緯33°38.96′ 東経131°40.53′）
事故等調査の経過	平成27年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 文栄丸、1.4トン
船舶番号、船舶所有者等	OT3-27801（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ軸のブラケット下面に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、国東市富来港の約1海里北方沖の漁場から帰航中、船外機が故障して漂流しているプレジャーボート（乗船者2人）を発見し、向田港までえい航することとなった。</p> <p>船長は、約4ノットの対地速力で向田港内を接岸場所に向けて航行中、平成27年3月22日14時20分ごろ、本船がゆっくり停止したので、港内の浅瀬に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>甲板員は、潜水漁のためにウエットスーツを着用していたので、海中に入り、プレジャーボートのえい航索の端を持って岸壁まで泳いで係留設備につなぎ、プレジャーボートを接岸させた。</p> <p>船長は、18時25分ごろ満潮時に本船が浮いたので、後進して浅瀬から離れ、富来港に帰港した。</p>
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北北西、風力 2～4、視程 約200～300m 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	<p>船長は、向田港に入港したことがなく、港内の水深は分からなかったが、本船より大きな漁船が係留していることを知っていたので、乗り揚げることはないだろうと思っていた。</p> <p>船長は、接岸操船中、後方にプレジャーボートがいるため、後進はできる限りしないようにしていた。</p> <p>船長は、接岸操船中、風で圧流されていると感じていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.36m、船尾約0.99mであった。</p> <p>船長は救命胴衣を着用し、甲板員はウエットスーツのみを着用して</p>

	<p>いた。</p> <p>プレジャーボートの乗船者については、救命胴衣の着用は不明であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、下げ潮末期の向田港において、プレジャーボートをえい航して接岸操船中、港内の水深の状況を知らなかったことから、港内の浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、下げ潮末期の向田港において、プレジャーボートをえい航して接岸操船中、港内の水深の状況を知らなかったため、港内の浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、風や潮流などによる圧流が考えられる場合は、圧流を想定した操船を行うこと。